その他告示

○内閣　総務省　厚生労働省　農林水産省　経済産業省　国土交通省　環境省　文部科学省　国土交通省　告示第一号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条の二第一項の規定に基づき、半島振興基本方針を定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年七月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部俊子
厚生労働大臣　福岡資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤容治
国土交通大臣　中野洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

半島振興基本方針

１．序文

半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）に基づく半島振興対策実施地域（以下「指定半島地域」という。）は23地域が指定されており、22道府県、194市町村に及ぶその面積は41,917平方キロメートル（全国都道府県市町村別面積調べ（令和２年10月１日時点））、人口は約377万人（令和２年国勢調査）である。これらの指定半島地域は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

昭和60年の法の制定以来、指定半島地域においては国及び地方公共団体が半島振興計画等に基づき半島振興施策を実施してきており、一定の成果をあげてきたが、令和６年能登半島地震では、地震の揺れや津波によるインフラ等の大規模な損壊に加え、山がちな半島の先という特性から来る代替ルートの少なさ、これによるライフラインの寸断・途絶などにより甚大な被害が生じ、その後の豪雨災害も含め、半島特有の防災面の課題が改めて浮き彫りになるとともに、対策の重要性が再認識されたところである。

また、深刻な人口減少・高齢化等により、指定半島地域の抱える課題は、依然厳しいものである。例えば、医療・介護では医師、介護従事者等の確保や各種施設の運営、教育では地域の特殊事情を鑑みた教育の実施、交通では鉄道等の公共交通の確保等において、厳しい状況に置かれている。また、生産機能や生活環境の整備等が低位にある集落を持つ指定半島地域においては、日常生活に必要な環境の維持等が課題となっている。

一方、指定半島地域の交通アクセスの困難性の克服に向け、オンライン診療やドローン等情報通信技術の活用、豊富に存在する再生可能エネルギーの利用、観光業や農林水産業等における魅力的な地域資源の開発、地域に継続的に関わりを持つ関係人口の創出・拡大等、新たな動きも生じてきており、地方創生の一環として、指定半島地域において半島振興施策を着実に実施し、自立的な地域社会を実現していくことが大変重要となっている。

このような中、第217回国会において半島振興法の一部を改正する法律（令和７年法律第10号。以下「改正法」という。）が成立し、令和７年４月１日に施行された。本半島振興基本方針は、改正法による改正後の法第２条の２第１項の規定により、新たに、主務大臣が、半島振興対策実施地域の振興を図るために定めるとされたものであり、指定半島地域の振興の意義及び方向、国の支援の基本的考え方、半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項及び半島振興に関するその他の事項について定めるものである。

関係都道府県は、本半島振興基本方針に基づき、改正法の趣旨を踏まえた指定半島地域の振興の施策を具体的に記載するものとして半島振興計画を定めるよう努めるものとする。

２．指定半島地域の振興の意義及び方向

国、都道府県、市町村等は、以下に示す指定半島地域の振興の意義及び方向を踏まえ、半島振興施策を推進していくものとする。

なお、改正法においては、半島振興法に基づき指定された指定半島地域以外の半島地域に対しても適用されるべきものとして、地方創生や半島防災・国土強靱化等の観点を盛り込んだ基本理念や責務規定を設けており、指定半島地域以外の半島地域においても、これらの規定の適用について留意する必要がある。

⑴　指定半島地域の振興の意義

指定半島地域は、全国を上回って大幅な人口減少や高齢化が進展する中、産業基盤、生活環境等に関する地域格差の是正など、取り組むべき様々な課題を抱えている。

このため、改正法の趣旨を踏まえ、地域の自立的発展等を目的として、指定半島地域の振興のための措置を講じていく必要がある。

また、指定半島地域はその立地条件、特色ある地域資源の賦存状況等から、以下に示すような国家的役割や国民的役割を担っている。

・国土を保全する役割
・自然環境及び生態系の保護及び保全を行う場としての役割
・多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を体現する場としての役割
・多様な文化の継承並びに歴史的遺産等の維持及び保存を行う場としての役割
・自然、文化等との触れ合いの場及び機会の提供という「癒しの空間」としての役割
・良質な食料を安定的に供給する場としての役割

指定半島地域がこれらの役割を安定的かつ継続的に担っていくためにも、地域の自立的発展等を図っていくことが重要である。

⑵　指定半島地域の振興の方向

①　基本的な方向

指定半島地域においては、その条件不利性の克服及び地域振興等に係る施策の推進により、地域の自立的発展等を図っていくことが必要である。このため、自立的発展の促進、生活の向上、定住の促進等、半島防災、国土の均衡ある発展及び地方創生という６つの観点から、指定半島地域の活力を維持及び向上させる措置について、個々の指定半島地域の実情を考慮しつつ、それぞれ以下に示す方向を基本に取組を推進することとする。

㋐　自立的発展の促進

指定半島地域の自立的発展には、指定半島地域の住民及び定住を希望するＵＪＩターン者の雇用機会を確保することが重要であることから、指定半島地域の地理的及び自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備を行うとともに、地域の多様な主体による交流促進や特産品開発等の雇用創出にもつながる活性化の取組を推進する。

また、指定半島地域の豊かな自然環境を保全し、多様な文化を継承することを通じて、これらの地域資源を生かした産業振興や観光及び交流を推進するとともに、指定半島地域の住民の地域への愛着や誇りを醸成する。

指定半島地域における持続可能な地域社会の維持及び形成に資するため、以上のような産業の振興や２．⑵①㋑で掲げる住民の生活の拠点を形成するための取組を推進する。

㋑　地域住民の生活の向上

指定半島地域の住民の生活の安定のため、社会的サービスの維持を図るとともに、自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備等により暮らしやすい指定半島地域の形成を目指す。

このほか、高齢化が進展している指定半島地域の現状を踏まえ、多様な方々が半島に住み続けられるよう、医療の確保に加え、介護サービスや障害福祉サービス等の確保及び充実を基軸とする高齢者等の福祉の増進を図るとともに、安心して子育てができる環境整備を推進する。